

## 第5回あきる野市子ども・子育て会議 議 事 要 旨

- 1 開催日時：平成26年5月7日（水）午後2時～4時
- 2 開催場所：本庁舎5階 503会議室
- 3 出席者（委員10名）

### 4 次 第

1. 開 会
2. 挨 拶
3. 議 事

- (1) 子ども・子育て支援新制度に関する基準の概要について
- (2) 子ども・子育て支援給付事業について
  - ①子ども・子育て支援給付事業の概要について
  - ②地域型保育事業の設備及び運営に関する基準（案）
  - ③特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）
  - ④教育・保育給付の支給に関する基準（支給認定基準）（案）
- (3) 地域子ども・子育て支援事業について
  - ・放課後児童健全育成事業の整備及び運営の基準に関する条例（仮称）（案）

### 4. その他

- (1) 今後のスケジュールについて
- (2) その他

### 5. 閉 会

### 1. 開 会

事務局 欠席者と事務局職員の異動について報告した。

### 2. 挨 拶

委員長 今月26日に国の子ども・子育て会議が開かれ、公定価格の仮単価がほぼ決まり、いよいよ本当に動き出すこととなります。次回の会議あたりから、あきる野市の子ども・子育てを具体的にどうしていくかという大変重要な段階に入ります。今日は、そのための基準づくりということで、皆様方の積極的なご意見を頂ければと思います。よろしくお願いいたします。

委員長 この新制度について、新しい仕組みが入るということで、さまざまな基準を作らなければいけません。特に、市町村が事業の実施主体ということで、今まで以上に子どものための条例をいろいろ作って、その基準を踏まえて、現場で取り組んでいただくこととなります。その基準の基本的な議論になりますので、まずは、

新制度に関する基準の概要について、ご説明いただきたいと思います。

### 3. 議 事

#### (1) 子ども・子育て支援新制度に関する基準の概要について

事務局より資料1・2について説明した。

委員長           今の説明で、ご不明な点やご質問はございますか。なければ、個別の基準の話にいきたいと思います。②～④は基本的に同じテーブルで議論すべき内容だと思いますので、一括して事務局のほうからご説明いただけますか。

#### (2) 子ども・子育て支援給付事業について

##### ①子ども・子育て支援給付事業の概要について

##### ②地域型保育事業の設備及び運営に関する基準（案）

##### ③特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）

##### ④教育・保育給付の支給に関する基準（支給認定基準）（案）

事務局より資料3～資料6について説明した。

委員長           若干補足します。「従うべき基準」は、市の都合で基準を上げるのは問題ないですが、下げてはいけないというもので、一方、「参酌すべき基準」は、基本的には国が示した基準を守るほうがいいが、地域の事情によって弾力的に扱ってよいというイメージです。家庭的保育、保育ママの連携施設については、連携施設が可能であれば、3歳以降も連携するというイメージだと思います。幼稚園、保育園、認定こども園等の教育・保育施設は、今までは20人未満がなかったので、今回、保育ママや小規模保育で19人以下を地域型保育事業としてカバーするという関係になっています。3号認定の受け入れは義務ではないので、例えば、幼稚園が認定こども園になって、3歳以上、1号、2号認定だけの認定こども園もあるということも含んでいます。資料5の裏の「(1) 幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育を提供（従うべき基準）」は、幼稚園教育要領も保育所保育指針も国の法令事項なので、それを踏まえて質の高い保育を行ってくださいということになります。認定こども園は幼稚園教育要領と保育指針の両方を統合したような教育・保育要領が新しくできるので、それを踏まえてくださいというイメージになります。資料6で、「保育が必要な理由」の①～⑩までの要件に該当していれば、保育認定が受けられて、希望する保育施設で保育や教育が受けられる。例えば、「①就労」は、フルタイム就労だけではなくパート就労でも保育認定が受けられるように間口が広がっています。④も、保育に欠けていなくても保育環境が必要という認定が受けられ、求職やスキルアップのために就学する場合も認められます。また、虐待やDVがある場合は、親の申請がなくても保育は受けら

れるようにしましょうというイメージです。⑨は、赤ちゃんが誕生して育休を取ると上の子は保育所をやめなければいけません、ここも認める形になります。こういうところが、新制度で変わってきます。いずれにしても、従うべき基準と参酌すべき基準という2つの基準を、あきる野市が条例で制定をして、基準をつくるのが基本です。多岐にわたりましたが、何かご質問、ご不明点等はございますか。

委員 資料4の「耐火基準(参)」の「保育室を原則1階とする」を検討することですが、幼稚園・保育園でも、今は2階に保育室があるという現状です。今後不足する0～2歳の受け皿を考えて、緊急で整備しないといけない場合、児童館や公民館などの既存の施設を利用することも1つの方法かと思います。そうした場合、耐火基準や避難路については、今の厳しい基準を満たすのであれば、1階という原則を決める必要はないと考えます。

事務局 確かに、2階以上の場合には建築基準法を含めた規制がありますので、国基準で十分であれば、あえて1階とはしないということ考えています。ただ、必ず1階にということではないので、「原則」という言葉を使いました。

委員長 補足ですが、幼稚園は2階までは可能ですが、3階の保育室は不可能です。一方、保育所は、厳しい条件をクリアすれば3階以上の保育室も可能になっています。この地域型保育事業関係は、どちらかという保育所に近い形だと想定されます。ただ、大地震や火事などの場合に、確実に子どもの安心・安全を守ることが全てに優先します。その前提を守った上で、2階までにするのか、原則1階として運用で対応するのか、この辺が判断の分かれ目になると思います。条例上の基準ですので、どのように明確にしておくかという理念にも関わる話だと思います。公的な施設で緊急的で、そこは2階しかないといった場合、運用で可能ということもあり得るでしょうし、例えば、この会議に諮るのであれば、原則1階で問題ないと思うのですが、その辺の運用の在り方はどう考えていますか。

事務局 この会議に諮るとまでは考えていませんでしたが、それも十分あると思います。

委員長 それによっても、だいぶ受け止め方は変わると思います。

副委員長 事業者としては、運用で考えていただいたほうがやりやすいと思います。

委員 条例に「原則として」と書けば、申請したときに、原則1階だから、2階は駄目となってしまうことがあると思います。

委員 国の基準が2階までならば、「2階まで」と条例で書いたほうがよろしいかと思います。「原則」と書くと、何か問題が起こったときに、それなりの責任において、原則を守らなかったわけをきちんと説明せざるを得ません。無理に1階までと定めなくても、国基準でも問題はないと思っております。

委員 現在ある施設もビルの2階にあります。困っているお母さんたちが駅の近くに施設があればということになると、2階もいいのではないかと思います。

委員長 認可に際して、子どもの命を守る環境をしっかりとチェックするということは、

この会議の総意として受け止めていただければと思います。では、基本的には2階まではいいということでしょうか。

委員一同

異議なし。

委員

「調理員に係る部分のみ(従)」は、今、家庭的保育事業は市内1カ所で、他市に比べて非常に家庭福祉員が少ないです。以前は市内に他にもありましたが、家庭でやっているわけですから、人手が大変でやめざるを得なかったという経緯がございます。子どもを見ながら料理をすると危険が伴うから、もう1人調理員を置くべきということです。外部搬入はよいと書いてあるのですが、その費用負担が大変だから自分の所で作っていると思うのです。今後、家庭的保育事業に手を挙げてもらえるような地域性にしていくには、確固たる安定的収入が必要です。これは国基準どおりで仕方ないのですが、その辺の実情を考えていかないと増えていかないと思ったのですが、いかがでしょうか。

委員長

従うべき基準なので市で動かせない話ですが、ただ、今回は国の地域型保育給付が入り、しっかりした公費負担があると思います。現場の大変さはあると思いますが、一方で、子どもの命を守らなければいざまたの中で、うまく対応していただくことを考えなければいけません。今のご意見も踏まえて、行政も対応していただければと思います。他はいかがでございましょうか。

委員

もう1点、「事業所内保育事業」とあるのですが、あきる野市で実際に事業所内保育ができそうな企業はあるのですか。

委員長

公費が入れば、やってもという所も出てくるかもしれませんが、現状はどうなのでしょう。

事務局

現在はありませんが、想定するとして、規模が大きい企業になると思います。

委員

園長会で出た話ですが、阿伎留医療センターで小規模保育をやってもらうのが、お医者さんも看護師もいて、病児・病後児もできていいと思います。こういう制度を基に、市から推進していくという方向性をぜひ考えていただきたいです。

委員長

それは次回以降、量の確保のところでもとても重要な意見になると思います。ここは基準づくりですので、ご異論がないということで。これもかなり公費が入りますので、メリットが出てくるかもしれません。病児・病後児も兼ねられるのであれば利用者ニーズに対応できると思いますので、また今後の量の確保の中でもご意見を頂ければと思います。他はいかがでございましょうか。

委員

資料5の運営に関する基準で、「特定地域型保育事業」と「特定教育・保育施設」と両方ありますが、「特定地域型保育事業」のほうは、今の制度では保育ママや認証保育所と直接契約になります。今後「特定地域型保育事業」として基準を作られた場合の契約方法は、公的契約なのか、直接契約なのか、どうなりますか。

委員長

「特定教育・保育施設」でも、「特定地域型保育事業」でも、新制度は基本的には公的契約ですので、施設あるいは事業者と利用者の契約になります。ただし、2号、3号認定は、就労状況によつての区分もありますし、全くの直接契約では

なくて、希望が多ければ市町村が優先順位によって利用調整することを前提にした契約になります。それは「特定教育・保育施設」と「特定地域型保育事業」で何ら違いはありません。

委員 今後しっかり制度化された場合、家や職場の近くで、兄弟を見てもらっていて安心だからと下の子も預けたりという関係性が出てくると思います。それが、市役所の窓口で、どこか遠い所をどうぞと言われるようになるのでしょうか。できるだけ利用者の希望がかなうような仕組みになったほうがいいと思います。

委員長 公定契約ですから、希望が多いときには利用調整をかけますが、そうでない場合は利用者の希望が優先されます。さらに、先ほどあった連携施設をつくるとより安心感が出てくるし、3歳以上につながるということが見えると、小さいうちは集団ではなく家庭的にという希望が今より出るかもしれません。

委員 立场上確認ですが、今も保育園を中心に一時預かり制度が行われていて、施設の基準がいろいろあります。小規模保育所や家庭的保育所に余裕があれば、そこで一時預かりをやるのですか。もしくは、一時預かり専用の施設というのは、どこの位置付けになって、何の基準が必要になるのかを伺いたいです。あと、新制度では幼稚園型認定こども園が0～2歳を預かる施設を運営できますが、その扱いが、認可外施設だけれど施設型給付の対象になるという仕組みになっています。その場合の一時預かりのことで、無認可の施設の基準について確認したいです。

委員長 一時預かりは、一般型、センター的な基幹型、幼稚園型などの3つか4つの類型ができます。ただ、それは条例対応ではないですし、国がまだ明確に示していない部分もあるので、次回以降に検討することになると思います。幼稚園型認定こども園の保育所的な機能は認可外ですが、4つある認定こども園の類型それぞれについて、東京都の条例で作られる認可基準をクリアすることが基本になります。これも国が基本的な基準を示しますが、東京都は現在も持っていますので、幼保連携型以外は大きく変わらないと思います。これも今日の議論ではないので、次回以降、東京都の認定こども園の条例の基準を参考資料で用意していただければと思います。先ほどご説明があった確認制度ですが、公費を入れても心配のない、きちんと運営している所ですという確認を取ってから、施設型給付を出すことになります。既に認可・認定を取っている幼稚園、保育園、認定こども園は、確認があったものとみなすというみなし確認になっているので、幼稚園型の認可外も、認定こども園として認定を受けているということで、みなし確認になるのだと思います。一方で、例えば、株式会社が認可保育所をやりたいというときには、これは新規参入ですから確認を取らないといけないという仕組みになると思います。

事務局 今、民間の保育園12園に一時預かりをお願いしていますが、ニーズに対応できていないという現状があります。一時預かりを希望されるのは0～2歳が多く、幼稚園型の0～2歳のところで対応できれば充実するのですが、公定価格の

話もあって、事業所さんの意見を聞けていない状況です。

委員長 6月の初旬には、その辺の国の方針が明確になり、次の会議で具体的なイメージで議論できるのではないかと思います。

委員 資料5の「1 利用開始に伴う基準」の(5)は、障害児等の特別な児童に対してという意味合いでしょうか。

事務局 特定教育・保育施設ですから障害児だけではないと思いますが、保育園や幼稚園で預かれないようなお子さん、例えば、障害が重度の場合などは、障害児施設を紹介するというような項目とされたのですけれども、違うのでしょうか。

委員長 一般的には障害児がメインだと思いますが、条例に直接関係ないので、次回までに整理してご回答いただくようにしたいと思います。もう一つ想定されるのは、幼稚園に行っている、仕事を始めると、申請すれば1号認定から2号認定になるのです。その場合でも、卒園が近いなどの事情によっては、特例2号認定ということで、そのまま幼稚園へ行き続けられます。ただ、幼稚園が遅い時間まで預かりをやっておらず、その時間までカバーできない場合は、こういうケースがあり得るかもしれません。ただ、これも含んでいるかどうかは、資料がなく正確に把握できませんので、次回、ご回答できるようにしたいと思います。

委員 参酌すべき項目ですから、何か変更箇所があるのかと思ったのです。それから、「(3) 定員を上回る場合の選考」について、保育所の入所基準の見直しを今後行うのですか。一番の問題は、2号認定、保育園か幼稚園かの基準だと思いますが、基準がここで決まって、あとで市で決めていい分野のものですか。

委員長 基本は保護者の希望がベースになると思います。定員を超えた場合は、今と同じように優先利用等を考えて、市が調整することになると思います。

委員 今は、保育園だけで第3希望までですけれども、今度は、第1希望が保育園、第2希望が幼稚園、第3希望がまた幼稚園でというのもあり得るわけですね。

委員長 あります。国の資料がございます。

委員 (2)で利用を拒む正当な理由の中に「③その他特別な事情がある場合などを基本とする」とあります。待っている人がいるのに、なぜ保育料未納の人を継続させなければいけないのかという話があります。「その他特別な事情」にそういったものが当てはまるのかどうか、ぜひご検討いただきたいです。もう1点、「2 教育・保育の提供に伴う基準」の「(4) 利用者負担」は従わなければいけない基準ですが、現行はあきる野市の基準で保育料設定がされています。今後は国基準になってしまうということですか。

委員長 そうではないです。

委員 その辺に関しては、あきる野市基準は認められる範囲なのですか。

委員長 そうだと思います。例えば、市単で保護者負担を下げるのは、国基準を超えて可能だと思います。これは、基準としては国基準どおりであって、その中身を具体的にどうするかというところまで縛る話ではありません。

委員 分かりました。あと「4 撤退時のルール」ですが、民間の保育所や幼稚園は、やめたくてもなかなかやめられるものではありません。保育所の場合、今は各地で待機児もいて定員減は東京都が許してくれません。ただ、将来的に子どもが減ってきて定員割れを起こしたときに、定員減をしても構わないという形に、この項目はなるのでしょうか。あと、小規模保育をつくったのはいいけれども子どもが集まらないときに、撤退しやすいようなルール設定がされたのでしょうか。

委員長 急に撤退してしまうと、子どもが行き場を失うという問題があり、利用者側が困らないようにというのが一番の趣旨です。定員減については、今と違って、認可定員ではなく利用定員ベースの単価ですから、子どもの数が利用定員を下回ると単価が上がりますので、当然下げられるということになります。逆に、今は認可定員を超えても、高い単価で多くの子どもでお得感がありますが、新制度は、ここは減額調整をすることになります。例えば2年以上続けて20%以上超えると、「利用定員を上げてください」、「上げない場合は施設型給付を少し減らします」というのが入ってきて、需給調整が図られることになります。ただ、これも公定価格絡みの話で、国が仮単価すらまだ決めていないので、次回以降の話になると思います。

委員 今までは、上げることはできるが、「下げることはできない」というような形だったものですから、お聞きしました。

委員長 利用定員という形で需給調整なので、今までとは前提が変わってきます。

委員 ありがとうございます。

委員長 それでは、次の放課後児童クラブのご説明をお願いします。

### (3) 地域子ども・子育て支援事業について

#### ・放課後児童健全育成事業の整備及び運営の基準に関する条例（仮称）（案）

事務局より資料7について説明した。

委員長 全部国基準どおりで、「実態がそうならない場合について経過措置を設ける」のは妥当ですが、経過措置の期間をどのように置くのかが大事だと思います。この辺について、イメージはあるのでしょうか。

事務局 経過措置を設ける基準については、職員の資格と設備基準の専用区画の面積等を考えています。

まず、職員については、国の基準で保育士や社会福祉士の資格を持っている者、教諭となる資格を持っている者などとしています。現在従事している学童クラブの指導員は、それらの基準を満たしていますが、平成32年3月31日までに都道府県の研修を修了していただく予定です。

また、専用区画の面積等については、国の放課後児童ガイドラインで示す1.65平米を満たす学童クラブもありますが、殆どのクラブで満たしていない

状況にあります。

委員長  
事務局

経過措置というのは、条例上に明記するわけではないのですよね。

経過措置の期間ですが、職員の資格は国が示す期間で考えています。

また、専用区画の面積等は、確保するのが困難な状況にあるため、数字的な期間は明記しないで、文言で明記する予定です。

委員長

面積は、その上にある40人というクラス規模と連動する話ですね。今60～70人で使っている部屋が40人以下になれば面積も増え、ほとんどリンクしている話です。これから学童保育はニーズが高まると思いますが、いかがでしょうか。

委員

「(1) 従事する者」で、「児童の遊びを指導する者」の該当する資格を、もう一度言っていただけますか。

事務局

社会福祉士、教諭となる資格を持っている者、また保育士などです。

委員

「(2) 職員の員数」で、「1クラスにつき職員を2人以上配置し、内1人以上は有資格者とする」とありますが、1人が資格を持っていれば、他の人はなくてもいいということなのでしょうか。

事務局

そのとおりです。

委員長

質を上げることは重要ですが、ハードルを上げると、やる人が減って、子どもが受け入れられなくなります。トレードオフの難しいところで、特にここ数年が増加のピークなので、どのように考えるかは非常に悩ましいところです。

事務局

今ご説明した内容につきましては、最低基準を決めるものです。これ以上ということでご理解をしていただければと思います。

委員

「従事する者」の経過措置が気になるのですが、経過期間が過ぎたら減ってしまうことも考えられますよね。

事務局

現在、学童クラブの指導員は、先ほど言った教員や保育士などの資格を持っている者です。

学童クラブは、児童館の施設で運営していますが、遊びの場を提供する児童館と違い保育、生活の場ということが目的となっています。このため、新たに都道府県が行う保育などの専門的な研修を受けていただくこととなります。この研修については、指導員全員が受講できると思っています。

委員長

今までは、児童クラブは基準的なものがなく質量ともにばらばらだったので、新制度に合わせて、量だけでなく質も維持しようというのが今回の趣旨です。ただ、質だけを上げて、では利用する人が半分に減りましたということと悩ましいので、当面は量もきちんと受け入れないといけません。その辺が今の計画期間の話と関わって微妙なところだとは思いますが、いかがでしょうか。

委員

現状、学童クラブと児童館が一緒になっているということですね。先生も同じ先生たちがついていて、遊びを見る先生がいて、お昼の時間になったらそっちを見る先生がいてという状況になっているのですか。

事務局 五日市と増戸の児童館、学童クラブは別として、旧秋川地区では児童館の施設内で、児童館事業と学童クラブ事業を行っています。ただ、今は児童館の利用者が少なくなり、学童クラブの利用者が多くなってきている状況です。

職員は、児童館の職員と学童クラブ職員とは別の職員がいて、それぞれの目的にあった指導や育成をしています。

委員 先生は分かれて配置をされているということで、分かりました。現在の45～70名の子どもを40人に分けるということは、学童の先生を増やすということですね。

事務局 職員については、確かに不足されることも予想されますので、現在からハローワークや広報等で募集し人材確保に努力しています。

委員 確保が仮にできたとして、(4)の子ども1人に対するこの平米数がないとなると、施設自体を拡大するとか、今1つの学童にいる子たちが、学校のすぐ前ではなく、他の学童に行ってくださいということもあり得るのですか。

事務局 先ほどお話ししましたが、児童館の利用者が少なくなり、学童クラブの利用者が多くなってきている状況にあります。このため、今後は、児童館事業を他の所で、例えば、放課後子ども教室で児童館事業を行い、児童館の建物自体を学童クラブにして面積の確保をするということも考えています。また、学校の余裕教室等を使った学童クラブということも視野に入れていきます。

委員 「開所日数」や「開所時間」のところで、あきる野市が国基準以上にやっていたということがよく分かりました。春休み、夏休み期間の話ですが、休暇中の学童クラブは8時半から6時までということで、お母さんの仕事の都合なのか、8時半に開く前から並んでいる子を見かけます。子どもたちだけで遊んでいたりと、石を投げていたりして危ないと思うこともあり、意見として1つ知っておいてもらえればなと思って発言しました。

事務局 学童クラブの時間延長につきましては、プロジェクトをつくり、検討中です。ただ、実施に当たってはいろいろな課題があり、解決できない場合は実施を見送る可能性もあります。

委員長 多くの市町村がこの問題に頭を抱えており、実際に要望は多いのですが、実情は追いついておらず、新制度をきっかけにどこまで充実できるかがこれからの課題だと思います。

委員長 実際の条例案になった段階では、パブリックコメントがなされて、条例の文案はそこで見えるわけですね。

事務局 そうです。パブコメで条例の条文を出すのか、概要を出すのかは決まっておりますけれども、今のところ概要になるかと考えております。

委員長 それぞれ条例のポイントとなる点について、分かるように説明した資料と考えていいですか。

事務局 はい。

委員長            それでは、基本的にほとんど国基準とするということですので、最低基準を下回らずに、可能な限り上に向かって努力を運用でやっていただくことを前提に、この基準についての説明はよろしいですか。

委員一同            異議なし。

委員長            次回以降、いよいよ重要な議論になると思いますので、スケジュールについてご説明いただけますか。

#### 4. その他

##### (1) 今後のスケジュールについて

事務局より資料8・資料9に基説明した。

委員長            スケジュールに関して、ご質問やご意見等はございますか。スケジュール表ですが、ニーズ調査のところは、これから幼稚園・保育園等の事業者に対して、そして並行して保護者、利用者に対しても新制度の説明をしなければいけません。これから動いていくことと、そこにこの会議がどう関わって、委員の皆様方の意見をどのように反映するタイミングがあるのかというあたりを織り込んだスケジュール表を、次回以降、出していただければと思います。特に、私立幼稚園等に対する意向調査などのスケジュールを入れていただきたいです。それから、次回6月19日は、一番具体的な大事な話になりますが、夕方6時から夜8時の会議で、時間を延ばすことは困難です。事務局には早めに資料を送っていただき、質問や意見等を早めに出していただき、充実した議論ができる時間にしたいと思います。事務局、いかがでしょうか。

事務局            資料は、できる限り早く出します。それから、事業者との意見交換、意向調査等については、公定価格が出た段階で、国から移行のひな型が示されると思いますので、実施していきたいと考えています。また、保護者への負担の関係が大きな話だと思っております。国の基準が示されていない状況ですが、それが示される前から検討するようにはしております。それから、前回3月27日の会議の中で、ニーズ量のご審議いただき一定の方向性を出していただきました。前回の資料を見て、このニーズ量調査内容の結果で0歳の認定の数字が非常に大きく伸びている点に、素朴な疑問がありました。東京都等からの情報によれば、各自治体で0歳のニーズが非常に大きく膨らんでいるという指摘も出ており、妥当な理由があれば補正は可能と聞いております。現在、0歳のニーズについて、内部的に議論を深めたいと思っております。一度ご承認いただいた部分ですが、0歳の数字についてのお話もあったと聞いておりますので、次回、ご報告あるいはご協議していただければと思っております。

委員長            ご参考までに、あきる野の場合は、今現在は0歳児全体の約20%が保育利用をされていて、ニーズ調査での量の見込みだと46%と倍以上に増えています。

多くの市町村がそうであり、他自治体では、0歳児の保育利用率が今は約20%ですが、50数%という見込みが出ました。この数字は、国のマニュアルに従って機械的に算出したもので、調査で現時点の希望を答えた方が1年後になっているかとは分かりません。ただ、希望を実現した場合に、子どもたちが確実に質の高い保育や教育を受けられるように、十分な供給をしようということが基本です。そういう意味で、実現が100%保証された数字ではありません。一方で、この数字のままの量を確保するとなると、莫大なお金が必要になります。また、受け入れを増やして、実際はそこまでニーズがないと、定員割れで経営が困難になるという難しい要素があります。その自治体では、実際には30%にすることにしました。ただし、現実にそれを上回る勢いだったら、来年度の状況を見て柔軟に、会議で議論をして修正することを前提としています。その辺は妥当な設定していただいて、大事なことは、子どもたちが必要な保育・幼児教育を受けられるように、必要があれば見直していくことを前提に、内部で少しご検討いただければと思います。それから、利用者への説明方法で幾つかの例ですが、1つは、子育て支援関係者のオピニオンリーダー的な方々を中心に、市民フォーラムみたいなものを開いて、新制度の基本的な理解をしていただくという自治体があります。ホームページや、分かりやすいパンフレットを作るといったこともあると思います。それから、事業者説明が大事だというのは、各施設の園長・主任クラスが、保護者に聞かれたことに対して答えられるような理解をしてもらう機会をつくるということです。例えばQ&Aみたいなものを作って、想定される保護者からの質問に、事業者がぶれのない答えができるようにしておくとか、その辺を事務局でご検討いただければと思います。

委員 この会議の条例の中で、関係者の意見を聞くことができるという規定があったと思います。可能であれば、認証保育所や保育ママに、直接または間接的にでも意見を伺えればと思います。

委員長 ごもつともだと思います。ここの委員だけでなく、子ども・子育てに関わっている方の意見を反映することは、とても大事です。スケジュール等、予算の関係もあるのですが、具体的にご検討をお願いします。

## (2) その他

特になし

## 5. 閉会

委員長 では、今日の会議は以上でございます。どうもありがとうございました。

以上